

# 福岡法務局から地図作成事業についてのお知らせ

## 土地所有者及び居住者の皆様へのごお願い

福岡法務局では、北九州市小倉北区熊谷二丁目及び熊谷三丁目の地区（右図の□で囲んだ区域）において、新たに精度の高い「登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）」の作成を行っています。

この地図作成事業は、皆様が所有する土地の境界（筆界）を登記に反映する重要な作業です。

今後、この作業を円滑に進行するため、本作業の趣旨を御理解いただき、皆様の御協力をお願いします。所有する土地に関する資料等をお持ちであれば、立会い等の際に、御提供をお願いします。



出典：国土地理院タイルに赤枠を追記して掲載

### ◆作業期間

**令和7年8月から令和9年3月31日まで**

（各作業の工程は、裏面の「地図ができるまでの工程」とおりのです。）

### ◆地図を作成する理由

法務局には、土地・建物を相続や売買などしたときに行う登記の内容を記録した「登記記録（登記簿）」のほか、各土地の区画などを示した地図が備え付けられています。この地図は、土地の位置や境界（筆界）の確認又は土地の分筆、合筆などを行う場合に必要となりますが、現在備え付けられている地図は、現地において土地の境界を復元できるほど精度の高いものではありません。また、地図と現地で、土地の形状、配列、区画等が一致しない区域、土地の境界や面積が不正確な区域もあるため、土地・建物の売買などの不動産取引、不動産の表示に関する登記申請を行う際に支障が生じる場合があります。

### ◆地図作成の効果

法務局では、一筆ごとの土地の境界（筆界）を所有者と確認して、正確な測量を行い、精度の高い地図を作成する事業を行います。

国家基準点に基づいた測量を行うことで作成された地図により、土地の位置や区画等を特定することができるため、境界に関する紛争を未然に防ぐことができます。

境界標識が亡失し、土地の境界が不明確になっても、当該地図に基づいて復元測量を行うことにより、境界を正確に特定することが可能となります。

本事業における調査・測量の結果、登記記録上の地目や地積が現況と一致しない土地については、法務局において、職権で変更又は更正の登記を行います。

### ◆皆様にお願いすること

土地の境界については、あらかじめ位置を確かめておいてください。

境界杭や境界標識などは、測量の基礎となりますので、絶対に動かさないでください。

土地の所有者又は代理人の皆様方には、境界の確認のための立会いをお願いします。なお、立ち会っていただく日時は、事前にお知らせします。

事前調査や測量のため、皆様方の土地内に立ち入らせていただく場合があります。

### ◆地図作成の費用

測量に必要な経費の個人負担はありません。ただし、境界の確認を行う際、立ち会っていただくための交通費などの経費は、個人負担となります。

なお、境界が確定した場合、国の費用にて土地の各筆界点に金属標識などを設置することになりますが、コンクリート杭などの永久的な境界標識の埋設を希望される場合は、設置費用を個人で負担していただくことになります。

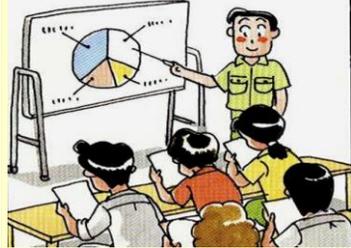
**【注意】地図作成事業において隣接地との境界が確認できなかった場合は、地図に隣接地との境界線を記入することができないため、「筆界未定地」（例：100+101+102といった形で複数の地番がプラス表記され、どこからどこまでがどの地番の土地か境界線で図示できない地図）となります。**

地図作成事業後に、筆界未定が解消された場合は、各所有者が費用を負担し、改めて測量を行ったり、地図訂正などの登記手続を行ったりする必要があります。



# 地図ができるまでの工程



	<p>①基準点測量及び実態調査 令和7年8月～令和8年4月</p> <p>基準点測量は、骨格測量ともいい、地図作成上の骨組みとなる大切な測量です。④の一筆地測量のよりどころとなります。</p> <p>また、実地調査を行い、土地の利用状況などを把握します。</p>  <p>← 基準点測量において、法務局が設置する4級基準点（金属鈔）サンプル</p>
	<p>②所有者説明会 令和8年1月16日、17日（予定）</p> <p>地区内の所有者の皆様方に対する趣旨説明などの広報活動を行います。所有者説明会の詳細については別途御案内します。</p> <p>土地の保全や管理、不動産取引の安全を図るためには、土地一筆（一区画）ごとに境界を確認し、正確な測量を行い、現地と一致する<b>精度の高い地図</b>を作成することが必要です。</p>
	<p>③一筆地調査 令和8年5月～8月</p> <p>土地所有者又は代理人の方に立ち会っていただき、おおむね土地の配列に従って、一筆ごとにその境界、地番、地目を調査します。</p> <p>確認ができた土地には、順次、筆界保全標を設置します。設置費用は法務局が負担します。</p>
	<p>④一筆地測量 令和8年6月～8月</p> <p>①で設置された基準点等に測量機器を据付けし、③の一筆地調査で確認した境界までの距離や角度を測定します。</p> <p>測量成果に基づいて、順次、一筆ごとの測量図と対象区域の地図を作成します。</p>
	<p>⑤成果の閲覧 令和8年12月頃</p> <p>令和8年11月頃に、各所有者に成果の閲覧（縦覧）について御案内を發出します。</p> <p>作成した地図の原図、地積等の一覧表について、一定期間を設け、皆様に確認していただきます。</p>
	<p>⑥成果の備付け 令和9年3月</p> <p>⑤の成果の閲覧確認が終了すると、地図データとして法務局に備え付けます。また、各土地について調査、測量の結果を職権で登記します。</p> <p>登記情報、地図、地積測量図は、誰でも手数料を納めて、閲覧、写しの交付を受けることができます。</p>

御不明な点がございましたら、担当者へお尋ねください。



## 【計画機関】

福岡法務局地図作成事業現地事務所  
 093-583-8502（担当）廣瀬  
 福岡法務局民事行政部不動産登記部門  
 092-721-4575（担当）平石・原口

## 【作業委託機関】

公益社団法人福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会